

改正案	現行
<p>第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等 （特定電子メールの送信の制限）</p> <p>第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>総務省令・内閣府令</u>で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者</p> <p>三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、<u>総務省令・内閣府令</u>で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る。）</p> <p>2 前項第一号の通知を受けた者は、<u>総務省令・内閣府令</u>で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあつたこと又は送信をすることに同意があつたことを証する記録を保存しなければならない。</p> <p>3 送信者は、第一項各号に掲げる者から<u>総務省令・内閣府令</u>で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求め</p>	<p>第二章 特定電子メールの送信の適正化のための措置等 （特定電子メールの送信の制限）</p> <p>第三条 送信者は、次に掲げる者以外の者に対し、特定電子メールの送信をしてはならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、<u>総務省令</u>で定めるところにより自己の電子メールアドレスを送信者又は送信委託者に対し通知した者</p> <p>三（略）</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、<u>総務省令</u>で定めるところにより自己の電子メールアドレスを公表している団体又は個人（個人にあつては、営業を営む者に限る。）</p> <p>2 前項第一号の通知を受けた者は、<u>総務省令</u>で定めるところにより特定電子メールの送信をするように求めがあつたこと又は送信をすることに同意があつたことを証する記録を保存しなければならない。</p> <p>3 送信者は、第一項各号に掲げる者から<u>総務省令</u>で定めるところにより特定電子メールの送信をしないように求める旨（一定</p>

る旨（一定の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）の通知を受けたとき（送信委託者がその通知を受けたときを含む。）は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

（表示義務）

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令・内閣府令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第三項ただし書の総務省令・内閣府令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

一（略）

二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他

の事項に係る特定電子メールの送信をしないように求める場合にあつては、その旨）の通知を受けたとき（送信委託者がその通知を受けたときを含む。）は、その通知に示された意思に反して、特定電子メールの送信をしてはならない。ただし、電子メールの受信をする者の意思に基づき広告又は宣伝以外の行為を主たる目的として送信される電子メールにおいて広告又は宣伝が付随的に行われる場合その他のこれに類する場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。

（表示義務）

第四条 送信者は、特定電子メールの送信に当たっては、総務省令で定めるところにより、その受信をする者が使用する通信端末機器の映像面に次に掲げる事項（前条第三項ただし書の総務省令で定める場合においては、第二号に掲げる事項を除く。）が正しく表示されるようにしなければならない。

一（略）

二 前条第三項本文の通知を受けるための電子メールアドレス又は電気通信設備を識別するための文字、番号、記号その他

の符号であつて総務省令・内閣府令で定めるもの

三 その他総務省令・内閣府令で定める事項

(措置命令)

第七条 総務大臣及び内閣総理大臣（架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあつては、総務大臣）は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第三条若しくは第四条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があること認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

の符号であつて総務省令で定めるもの

三 その他総務省令で定める事項

(措置命令)

第七条 総務大臣は、送信者が一時に多数の者に対してする特定電子メールの送信その他の電子メールの送信につき、第三条若しくは第四条の規定を遵守していないと認める場合又は送信者情報を偽った電子メール若しくは架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信をしたと認める場合において、電子メールの送受信上の支障を防止するため必要があると認めるときは、当該送信者（これらの電子メールに係る送信委託者が当該電子メールの送信に係る第三条第一項第一号又は第二号の通知の受領、同条第二項の記録の保存その他の当該電子メールの送信に係る業務の一部を行った場合であつて、当該電子メールの送信につき、当該送信委託者の責めに帰すべき事由があること認められるときは、当該送信者及び当該送信委託者）に対し、電子メールの送信の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(総務大臣又は内閣総理大臣に対する申出)

第八条 特定電子メールの受信をした者は、第三条から第五条までの規定に違反して特定電子メールの送信がされたと認めるときは、総務大臣又は内閣総理大臣に対し、適切な措置をとるべきことを申し出ることができる。

2| 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による申出を受けたとき(当該申出が総務大臣及び内閣総理大臣に対するものであるときを除く。)は、速やかに、その旨をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 総務大臣 内閣総理大臣

二 内閣総理大臣 総務大臣

3| (略)

4| 総務大臣又は内閣総理大臣は、第一項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

5| 総務大臣は、第三項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、

(総務大臣に対する申出)

第八条 特定電子メールの受信をした者は、第三条から第五条までの規定に違反して特定電子メールの送信がされたと認めるときは、総務大臣に対し、適切な措置をとるべきことを申し出ることができる。

2| (略)

3| 総務大臣は、前二項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならぬ。

第三章 登録送信適正化機関

(登録送信適正化機関の登録)

第十四条 総務大臣及び内閣総理大臣は、その登録を受けた者（以下「登録送信適正化機関」という。）に、次に掲げる業務（以下「特定電子メール等送信適正化業務」という。）を行わせることができる。

一 第八条第一項の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出又は同条第三項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 総務大臣又は内閣総理大臣から求められた場合において、第八条第四項又は第五項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 (略)

2 (略)

(登録基準)

第三章 登録送信適正化機関

(登録送信適正化機関の登録)

第十四条 総務大臣は、その登録を受けた者（以下「登録送信適正化機関」という。）に、次に掲げる業務（以下「特定電子メール等送信適正化業務」という。）を行わせることができる。

一 第八条第一項又は第二項の規定による総務大臣に対する申出をしようとする者に対し指導又は助言を行うこと。

二 総務大臣から求められた場合において、第八条第三項の申出に係る事実関係につき調査を行うこと。

三 (略)

2 (略)

(登録基準)

第十六条 総務大臣及び内閣総理大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令・内閣府令で定める。

一・二 (略)

2 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の実施に係る義務)

第十八条 登録送信適正化機関は、公正に、かつ、第十六条第一項各号に掲げる要件及び総務省令・内閣府令で定める基準に適合する方法により特定電子メール等送信適正化業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第十九条 登録送信適正化機関は、第十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

第十六条 総務大臣は、第十四条第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、総務省令で定める。

一・二 (略)

2 (略)

(特定電子メール等送信適正化業務の実施に係る義務)

第十八条 登録送信適正化機関は、公正に、かつ、第十六条第一項各号に掲げる要件及び総務省令で定める基準に適合する方法により特定電子メール等送信適正化業務を行わなければならない。

(変更の届出)

第十九条 登録送信適正化機関は、第十六条第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(業務規程)

第二十条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、特定電子メール等送信適正化業務の開始前に、総務大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令・内閣府令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十一条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令・内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣及び内閣総理大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十二条 (略)

2 特定電子メールの受信をした者その他の利害関係人は、登録

(業務規程)

第二十条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務に関する規程（次項において「業務規程」という。）を定め、特定電子メール等送信適正化業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程には、特定電子メール等送信適正化業務の実施の方法その他の総務省令で定める事項を定めておかなければならない。

(業務の休廃止)

第二十一条 登録送信適正化機関は、特定電子メール等送信適正化業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十二条 (略)

2 特定電子メールの受信をした者その他の利害関係人は、登録

送信適正化機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求を
することができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするに
は、登録送信適正化機関の定めた費用を支払わなければなら
ない。

一・二（略）

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、
当該電磁的記録に記録された事項を総務省令・内閣府令で定
める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
総務省令・内閣府令で定めるものにより提供することの請求
又は当該事項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十三条 総務大臣及び内閣総理大臣は、登録送信適正化機
関が第十六条第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認め
るときは、その登録送信適正化機関に対し、これらの規定に適合
するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

送信適正化機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求を
することができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするに
は、登録送信適正化機関の定めた費用を支払わなければなら
ない。

一・二（略）

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、
当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法に
より表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて
総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事
項を記載した書面の交付の請求

（適合命令）

第二十三条 総務大臣は、登録送信適正化機関が第十六条第一
項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録
送信適正化機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措
置をとるべきことを命ずることができる。

（改善命令）

第二十四条 総務大臣及び内閣総理大臣は、登録送信適正化機関が第十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録送信適正化機関に対し、同条の規定による特定電子メール等送信適正化業務を行うべきこと又は特定電子メール等送信適正化業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条 総務大臣及び内閣総理大臣は、登録送信適正化機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて特定電子メール等送信適正化業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〜五 (略)

(帳簿の記載)

第二十六条 登録送信適正化機関は、総務省令・内閣府令で定めるところにより、帳簿を備え、特定電子メール等送信適正化業務に関し総務省令・内閣府令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十四条 総務大臣は、登録送信適正化機関が第十八条の規定に違反していると認めるときは、その登録送信適正化機関に対し、同条の規定による特定電子メール等送信適正化業務を行うべきこと又は特定電子メール等送信適正化業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第二十五条 総務大臣は、登録送信適正化機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて特定電子メール等送信適正化業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一〜五 (略)

(帳簿の記載)

第二十六条 登録送信適正化機関は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え、特定電子メール等送信適正化業務に関し総務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(公示)

第二十七条 総務大臣及び内閣総理大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 四 (略)

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第二十八条 総務大臣又は内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール等の送信者若しくは送信委託者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者若しくは送信委託者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 総務大臣及び内閣総理大臣は、特定電子メール等送信適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録送信適正化機関に対し、特定電子メール等送信適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、登録送信適正化機関の事務所に立ち入り、特定電子メール等送信適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(公示)

第二十七条 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 四 (略)

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第二十八条 総務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定電子メール等の送信者若しくは送信委託者に対し、これらの送信に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、これらの送信者若しくは送信委託者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 総務大臣は、特定電子メール等送信適正化業務の適正な運営を確保するために必要な限度において、登録送信適正化機関に対し、特定電子メール等送信適正化業務若しくは資産の状況に関し必要な報告をさせ、又はその職員に、登録送信適正化機関の事務所に立ち入り、特定電子メール等送信適正化業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

5| 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一| 総務大臣 内閣総理大臣

二| 内閣総理大臣 総務大臣

(権限の委任等)

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2| この法律に規定する総務大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。

(都道府県が処理する事務)

第三十一条 この法律に規定する総務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。